

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コートジボワール	コートジボワール国営新聞・出版新社印刷工程及びびデジタルメディア機械整備計画のため贈与に関する日本政府とコートジボワール政府との交換公文	コートジボワール国営新聞・出版新社印刷工程及びびデジタルメディア機械整備計画を実施するために必要な役務の購入	54,500千円 2021.9.30まで	2018.3.15 アビジヤンで (同日)	日本側 川村裕在 コートジボワール側 セル・アモソニエタノ外務大臣	2018.3.29 123号
コートジボワール	第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画(詳細設計)のため贈与に関する日本政府とコートジボワール政府との交換公文	第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	168,000千円 2021.5.31まで	2018.3.15 アビジヤンで (同日)	日本側 川村裕在 コートジボワール側 セル・アモソニエタノ外務大臣	2018.3.29 124号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コートジボワール	ササノ下ドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画のため贈与に関する平成二十八年八月十七日付けの取極の修正に関する日本政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「2,927,000千円」に改める。	2018.10.3 アビジヤンで (同日)	日本側 上園英樹 コートジボワール側 セル・アモソニエタノ外務大臣	2018.11.9 343号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。